

1-(1)	建築確認申請・審査手段の簡素・迅速化
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	建築基準法
要望の具体的内容	<p>①テナントハウスなど形式の決まったものや過去に実績のあるものの建築確認についての簡素・迅速化</p> <p>②それ以外の建築物に対する建築確認、構造計算適合性判定、完了検査の簡素・迅速化</p> <p>③特定行政庁の構造計算適合性判定機関への指定や、建築確認および構造計算適合性判定を行なう審査官の増員など、審査件数に見合う体制への拡充</p>
規制の現状と要望理由	<p>建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。））その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されているが建築確認申請で確認済証の交付を受けるのに時間が掛かるので早期交付が可能なように緩和をお願いしたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-(2)	非常災害があった場合の基準法適用除外期限の緩和・弾力化
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	建築基準法第85条
要望の具体的内容	<p>上記法令では、「非常災害により破損した建築物の応急の修繕について災害発生日の1ヶ月以内に着工するものについては、建築基準法は適用しない」とあるが、災害の規模や範囲などを勘案し、主管大臣又は第三者機関の判断で『1ヶ月』を延長できるように法令を改めていただきたい。現法律は、今回のような想定を超える規模の災害には適さない。</p>
規制の現状と要望理由	<p>今回の大震災のように、被害が甚大で、広範囲にわたる場合は、被災状況を確認するだけでも1ヶ月を要し、しかも適法な部材が生産工場の被災から手配できない状況や各県が確認申請を審査できない状況などが発生して、被災された方々の家屋の改修に多大な日時を要する。</p> <p>迅速な復旧・復興という趣旨から、『災害発生日後1ヶ月以内の着工』を緩和・弾力化し、被災住宅の改修を速やかに完了し、被災された多くの方が苦しい避難所生活から早期に自宅へ復帰できるよう法を改めるべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国交省住宅局建築指導課

1-(3)	既存不適格建築物の改築にかかる手続きの迅速化
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	建築基準法6条3項(型式認定などの特例)、6条4項(確認期間)
要望の 具体的内容	弊社工場は昭和40年前半の建物が多く、改築方法によっては建築確認が必要な事例が出てくるおそれがある。その際の手続きの迅速化をお願いしたい。
規制の現状と 要望理由	新規と同様に、被災した家屋、建屋など補修が必要なもので、昭和40前半のような古い建屋に関しては新たな建築基準に則り改築を行う必要が出てくる。新規と同様に認可に時間がかかるようなケースが考えられるため、手続きの迅速化をお願いしたい。
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省

1-(4)	仮設建物の許可に関する緩和措置
要望の視点	3.その他
規制の根拠法令	建築基準法第85条第5項
要望の具体的内容	<p>東日本エリアの生産工場では、工場被災により生産中止を余儀なくされている現状があり、工場の復旧には多大な時間と費用が掛かる。工場の多くは、次工程への製品出荷を行う場合があり、仮設建物による生産再開のための生産スペースの確保および資材のストックヤードの確保を要望している。</p> <p>そこで、本基準の内、制限される用途など適用範囲の拡大および確認申請の審査期間の大幅な短縮など、規制の緩和を要望する。</p>
規制の現状と要望理由	<p>ここで、規定される仮設建築物の許可に関しては、工場や倉庫等は、対象外となっている。</p> <p>また、申請・審査・許可の所要日数は、2ヶ月以上となっており、仮復旧を急ぐ工場、部品供給を待つ、次工程工場でも連鎖しており、一日も早い操業開始を要望されている。</p> <p>テント倉庫などの仮設建物を利用して、資材・製品の保管などの物流に利用を許可いただき、被災建物の復旧前に操業を先行し、その後、本設建物の復旧を行い、順次移動する。</p> <p>従って、仮設建物の許可等は、写真など簡易的なものでの対応を要望する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	各公共団体の建築指導課

1-(5)	復興支援のため工場内に仮設倉庫の設置認可
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	建築基準法第85条第5項
要望の具体的内容	<p>・東北地方水産業復興のため、漁船和船の製造を行うが、部品庫の増設などが必要となり、倉庫についての仮設構造物扱いでの利用を要望する。強度など規制が緩和された構造物を倉庫として活用することにより効率的な生産が可能となる。</p>
規制の現状と要望理由	<p>・漁船、和船の増産を考えているが、部品庫などの増設が必要となる。しかしながら、短期間の増産のため建物関係の投資は無駄になる可能性が高い。したがって、建築基準法上の仮設工作物倉庫として簡易な施設を設置し対応できないかと考えている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<建築基準法> 国土交通省 住宅局 建築指導課

1-(6)	震災ごみ焼却処理仮施設建設工事に関わる緩和措置(建築基準法)
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	計画通知書(建築物:建基法6①、18②)、(工作物:建基法18②)
要望の 具体的内容	震災復興を目的とした操業期間限定の仮施設内での案件に関しては 本法令の免除をお願いしたい。 また、適用する場合には提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の 緩和処置をお願いしたい。
規制の現状と 要望理由	震災地での一日でも早い復興を目指す際に、通常手続きでは復興工 事に遅れを余儀なくされる。 また、本仮施設は操業期間満了時以降は解体撤去する予定です。
制度の所管官庁 及び担当課	

1-(7)	倉庫内建物における「床」基準の緩和
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	建築基準法関連の通達「S61住指発115」
要望の具体的内容	<p>建物内において、人がのって作業するために設置する構築物（通称メザニン）は、建築基準法では現行「床」とみなした規制が適用されるが、倉庫内において主に貨物の保管を行うための構築物については「床」としての規制を見直し、保管棚として取扱ってほしい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>このたびの東日本大震災により多くの営業倉庫が被災し、今後東北地区の復興における物流面での大きな障害になることが懸念される。</p> <p>しかし東北地区においては、各倉庫業者も甚大な被害を受けていることに加え、東北地区全体の土地利用をどうするかという課題もあり、早急に十分な倉庫を確保することが困難になることが想定される。</p> <p>倉庫不足を少しでも改善するには、限られた資源（倉庫）の有効活用を図ることが重要であるが、メザニンは倉庫内の空間を効率的に活用できることから、その目的に大きく貢献するといえる。</p> <p>現状、倉庫内において貨物の保管および作業場所として設置するメザニンは、建築基準法では、人がのって作業することを理由として「床」とみなし規制されているため、容易に設置することができない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 建築指導課

1-(8)	建設材料不足への対応措置
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	建築基準法第68条の10項(形式適合認定)
要望の具体的内容	<p>同基準では、大臣認定を取得するまでに申請・審査・認定・登録など時間が掛かる。この大臣認定品に類似の建材も多くある。被災地域では、復旧に関わる建設材料が不足し、復旧に遅れが出ており、この事態の改善のため、品質・安全性が確保されている場合には、大臣認定品と同等の許可を受けることで、早期の復旧を促進できる。</p> <p>また、同等品の中には、海外製品も含み、早急な同等品の認定をすることで、建設資材の不足を補う。</p>
規制の現状と要望理由	<p>同基準では、耐火性能や防火性能、不燃性など、火災を防ぐ性能に対する認定から、構造計算プログラムやホルムアルデヒドの発散等級や構造強度など、建築に関わる様々な建材や工法などに対して認定基準が決まっており、指定性能評価機関5機関あり、それぞれ認定業務をおこなっている。</p> <p>国土交通大臣による認定は、認定の数が多すぎることと仕様に巾が少ない点が問題であり、建材の仕様に巾を持たせ、余裕を持った認定とすることも考えられる。</p> <p>認定の仕様を満たすことより、認定の性能を満たすことの方が重要であり、性能が同等と認められる建材については、輸入品も含め、早期に認定品同等の措置をとっていただき、建築物の復旧がスムーズに進むよう要望する。</p> <p>また、大臣認定品の他にも、これに類する認定品制度があるが、同様の措置を要望する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 住宅局建築指導課

1-(9)	復興・まちづくりの促進
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	建築基準法・都市計画法
要望の具体的内容	<p>①震災からの復興促進 建築物の再建の迅速化を図る為、建築確認等の許認可手続きの緩和</p> <p>②震災に強いまちづくりの促進 津波による建築物の構造体の指定や容積率の緩和による建築物の構造の強化・高層化</p> <p>③被災者の住居の早期確保 公団・官庁の解体予定建物や空室の利用促進</p>
規制の現状と要望理由	<p>①現在、建築確認取得期間が長期化する傾向にあるが、許認可手続きの緩和等を行い、震災からの早期の復興を図る為。</p> <p>②津波で浸水した地域では、今後の災害に備えて高層建築物を緊急避難場所として確保できる様に、容積率の緩和による高層化やその構造体の指定(鉄筋コンクリート造等)を行い災害に強いまちづくりの促進を図る為。</p> <p>③仮設住宅の建設が思うように進んでいないが、官公庁が所有している既存建物を有効利用し、早期に被災者の一時的な住居として供給を図るとともに仮設住宅の撤去費用を含めた総コストの削減を図る為。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-(10)	被災市街地復興推進地域指定と事業用地整備迅速化の為の緩和措置
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第10条の4、令第4条の5 ・被災市街地復興特別措置法第5条第1項、第6条第6項、第11、12条、13条 ・土地区画整理法、都市再開発法
要望の具体的内容	<p>被災市街地復興特別措置法第5条1項に基づく都市計画への被災市街地復興推進地域の迅速な指定と事業用地整備の為の下記要件の緩和、弾力運用を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第6条6項一団地の土地についての所有権又は借地権を有する者の全員の合意に時間を要する場合の緩和措置 ②第12条2項二号、13条3項二号復興共同住宅区における施工者が行う地上権等の有無確認の緩和又は代替措置。 ③第13条1項の同意を得るべき者の所在不明時の代替措置。 ④第13条2項の地積合計を指定規模とし数人共同で申出ることが困難な場合の緩和措置。
規制の現状と要望理由	<p>条項における各決定の要件において、所有者全員の合意や地上権、永小作権等の権利の確認、指定規模に満たない際の合計で指定規模となる数人共同による申請などが設けられております。</p> <p>しかしながら、このたびの震災では、津波、地盤沈下等により被災地の敷地境界や各所有面積の確認が困難化地域も多く、また所有者の安否確認や、書類滅失により登記事項の確認の困難等、が予測されます。</p> <p>要件の確認が遅れるために、地域住民の要望にそえないだけでなく、事業全体が遅れる可能性があるため、本各条項の緩和措置または弾力的運用を要望します。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省都市・地域整備局都市計画課、都道府県都市計画局

1-(11)	土地区画整理施工、宅地開発施工までの手続き・審査の簡素化
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	都市計画法、国土利用計画法、宅地造成規正法、土地区画整理法 農地法 等関係法令
要望の 具体的内容	関連法令遵守の為、これまでは其の審査に長時間を要した。 この度の様な非常事態に於いては早急な施工着手を可能にする。
規制の現状と 要望理由	関係諸官庁の審査に多くの時間を要しているのが現状であるが、この ような非常事態に於いては、各担当部署がいかにして早く次の審査へ 送るかということが重要で、決して簡素化して手を抜くという意味では なく、各担当役所の連携を強化し迅速な審査を行い、実施する。
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省 他

1-(12)	漁船艀装のための工場設置に対する用途規制緩和
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	都市計画法 7条 建築基準法 48条
要望の具体的内容	<p>・東北地方水産業復興のため、漁船が必要となっているが漁船を製造し納品するためには、現地に艀装工場が必要となる。そのために、内陸部または沿岸部の限られた陸域に、仮設で工場などの設置を行うための用途規制の緩和をお願いしたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>・土地には用途規制がかかっており、修理工場などの立地が認められる用途区域は、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域に限られている。</p> <p>・沿岸部は被災しており陸域はほとんど使えないと想定され内陸部での適地確保が急務となる。</p> <p>・当面利用できる土地であれば、自治体と連携し、用途規制のある場所でも工場の設置が期間を定めてできるなどの対応をとらないと漁船の引渡しに時間がかかることが想定される。仮設での工場設置などもあわせて検討いただきたい</p> <p>・被災地での仮設住宅が公園や学校のグラウンドを使って作られるのと同様に、復興に必要な施設についても仮設の状態でも期間を区切って設置を認める方策が求められる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p><建築基準法> 国土交通省 住宅局 建築指導課 <都市計画法> 国土交通省 都市・地域整備局都市計画課</p>

1-(13)	被災した区分所有建物の大規模改修時の同意条件の緩和
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	建物の区分所有等に関する法律第61条1項、5項
要望の 具体的内容	<p>建物共用部分に関して、建物価格の2分の1より大きい部分を滅失したときに、「集会において区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数で、滅失した共用部分を復旧する旨の決議をすることができる」規定について、一定の震災復興期間(例えば3年間)に限り、例えば3分の2以上の多数で復旧決議ができることとする。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>被災した都市部の区分所有建物(マンション等)においては、区分所有者が広範囲にいて、集会の召集すら困難を伴う場合も予想され、建物の健全な利用ができる復旧を早急に行うためには、同意条件を緩和して区分所有者の合意形成を図りやすくする必要があるため。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	<p>法務省 国土交通省住宅局市街地建築課 国土交通省都市・地域整備局市街地整備課</p>

1-(14)	復興に伴う区分所有建物の建替え手続きの迅速化
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の区分所有等に関する法律 第61条、62条、63条、69条、70条の各項 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法
要望の 具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被災したマンション・事務所等区分所有権のある建物の建替のため に必要な区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成要件の緩和 及びその議決事項、手続きの簡略化措置。 ・所在が確認できない区分所有者の議決権なしでの建替の許可。 ・一部滅失の場合の復旧の場合も同様の緩和措置。 ・「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」の適用。
規制の現状と 要望理由	<p>法規では、区分所有建物の建替、復旧、大規模な修繕等にあたっては、区分所有者の一定割合の同意を得ることが要求されています。しかしながら、現在の被災地の状況では登記簿謄本滅失による権利者未確認、区分所有者の所在確認が困難等により、再建の困難性、遅れが予測されます。</p> <p>その為、地域の早期の安定した生活基盤の再建のため上記を要望します。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省 住宅局住宅総合整備課、都市・地域整備局都市計画課 法務省民事局

1-(15)	建設業者の営業行為の制限緩和
要望の視点	3.その他
規制の根拠法令	建設業法第3条第1項、建設業法施行令第1条
要望の具体的内容	建設業法の許可を有している建設業者については、支店において許可を有していない場合であっても、営業行為の実施を可能とする。
規制の現状と要望理由	<p>現在の建設業法では、建設業の許可を取得している営業拠点でなければ建設工事に関する営業行為を行うことができない。</p> <p>このため、東京の本店で建設業許可を有していても、東北地方の営業拠点において建設業許可を有していない限り、営業活動に際しては東京から都度従業員が赴かなければならない。</p> <p>建設業者については、建設業許可を有していない営業拠点においても営業行為を行うことができれば、機動的に被災地のニーズに応じることが可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 建設業課

1-(16)	主任技術者、監理技術者設置にかかる緩和措置
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日付 国総建第335号)
要望の具体的内容	<p>建設工事に配置する技術者(監理技術者、主任技術者)の条件緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数工事の兼任 ・専任すべき元請金額(2500万円)の引き上げ ・監理技術者配置要件(外注総額3000万円)の引き上げ ・親会社と連結子会社間の技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い要件の緩和
規制の現状と要望理由	<p>建設業法の規定により、外注総額3000万円未満の元請工事現場には主任技術者を、外注総額3000万円以上の元請負の現場には監理技術者を専任で配置することが義務付けられており(元請額2500万未満の工事では兼任可能)、1工事に対し1技術者の配置は、各社の資格保有者数により請負う工事数が制限されてしまいます。</p> <p>しかしながら、被災した構造物が多数あり、復旧対応(発注)が早い自治体から順次工事対応を行っていくと、いずれ資格保有者を使い切ってしまう、復旧対応(発注)が遅かった自治体の復旧工事に充てる人員が確保出来なくなってしまう。</p> <p>また、被災地区以外の自治体発注の工事に配置する人員も不足し、通常の事業活動にも支障をきたす恐れがあります。</p> <p>各工事に対する技術者の配置要件を緩和し、複数の被災対象物の復旧工事を同時進行できる緩和処置をご検討願いたい。</p> <p>また、広域な災害の復旧・復興にあたり、技術者の不足により工事に支障が生ずることを避けるため、技術者の配置・専任基準を緩和することを要望するとともに、親会社の技術者だけでは、対応できないほどの工事数が想定されることから、親会社及び連結子会社間、ならびに連携子会社間の技術者の融通が可能となるよう「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」の要件緩和を要望する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 総合政策局 建設業課

1-(17)	震災がれき等の処理を迅速に行うための公有水面埋立免許の承認手続きの簡素化
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	公有水面埋立法
要望の 具体的内容	<p>今回の地震と津波により莫大な震災がれきが発生した。復旧・復興を速やかに実施するためには、震災がれきの迅速な処理が必須となる。震災がれきの処分として港湾等の公有水面を震災がれきにて埋め立てることが考えられるが、埋立を実施するためには公有水面埋立法に基づく埋立免許の申請と承認手続きが必要となる。しかし、通常埋立免許申請が承認されるまでに、少なくとも1年以上の期間が必要となる。そこで、被災地の迅速な復興に資するために、本震災による震災がれき処理に限り埋立免許申請に係る手続きを簡素化することを提案する。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>公有水面埋立法第3条1項において、埋立免許の出願が告示された後3週間の縦覧期間が定められているが、承認手続きの迅速化のためにこの期間の短縮が望まれる。同条同項で地元市町村長の意見聴取が定められており、その回答期限は共同通達記2-(3)-イにおいて「4月以内」とされているが、現在の地元行政および議会の状況を鑑み回答期限を短縮化する必要がある。また、港湾においては埋立計画と港湾計画の整合性が求められるが、暫定的措置として港湾計画に位置付けられていない埋立についても、埋立申請が認められるようにする必要がある。埋立計画によっては、既存岸壁の機能廃止等の港湾施設の用途変更が必要となる場合が考えられるが、この場合においても、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で定められている国庫補助金の返納について柔軟な運用が望まれる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省

1-(18)	道路使用許可の迅速化
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	道路交通法
要望の具体的内容	道路使用許可申請により許可を受けるのに所定の書類と時間(1週間～1ヶ月)を要している。点在する被災個所を想定すると、許可証発行の簡素化・迅速化をお願いしたい。
規制の現状と要望理由	復旧工事において、ビル店舗等の屋上に重量物を荷揚げするクレーン車や高所作業車等を使用するに当たり、道路管理課に相談するも、従前と変わらない書類の提出を求められたり、許可が下りるまでに1週間～1ヶ月程かかる。緊急に復旧作業を求められているにも拘わらず、運用に柔軟性がない。
制度の所管官庁及び担当課	道路管理者(都道府県)および警察庁

1-(19)	官公有地の占用使用許可手続き等の事後申請と簡素化
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	道路法 第32条, 36条 道路交通法 第77条 国有財産法 第18条
要望の具体的内容	<p>①復興のための電柱電線等の設備新設に係る道路占用新規手続きについて、事後申請による許可および手続きの簡素化。</p> <p>②地震や津波による電柱電線等の設備流出に係る道路占用廃止手続きについて、事後申請および手続きの簡素化。</p> <p>③被災地域における既設物件の道路占用許可期限の延長および更新手続きの簡素化。</p> <p>④復興作業に従事する車両道路使用許可申請手続きの簡素化。</p> <p>⑤被災地域における公有地(行政財産)への使用手続きの事後申請および簡素化。</p>
規制の現状と要望理由	<p>道路法第32条, 36条では、電柱電線等の設備を新設、廃止、更新する一ヶ月前までに道路管理者へ申請書(占用目的, 期間, 場所, 構造, 工事方法, 工事時期を記入)を提出しなければならないとしている。通常、その申請書には資料として位置図, 写真等を添付している。</p> <p>現地は、瓦礫等の散在により道路境界が不鮮明な個所が多く、正確な申請ができない状況にある。そこで現在まで、停電している地区への早期停電解消に向けて道路管理者と協議し、書類による申請手続きを後回しとするなど、速やかな電柱電線の新設に取り組んでいる。今後も早期復興の観点から、同法36条ただし書きある、「災害による復旧工事その他緊急を要する工事はこの限りではない」を適用していただき、道路占用に係る手続きの事後申請ならびに簡素化を要望する。</p> <p>あわせて、所轄警察署長宛へ提出する復興作業に従事する車両の道路使用許可手続き、公有地(行政財産)への使用手続きについても、同様に事後申請、簡素化を要望する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	(道路法, 道路交通法)国土交通省 道路局 路政課 (国有財産法) 国土交通省 土地水資源局 総務課

1-(20)	罹災都市借地借家臨時処理法の改正について
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	罹災都市借地借家臨時処理法
要望の具体的内容	2010年10月20日公表の日本弁護士連合会が公表した「罹災都市借地借家臨時処理法の改正に関する意見書」に記載された改正を実現して頂きたい。
規制の現状と要望理由	(規制の現状については添付資料有) 日本弁護士連合会2010年10月20日発行 「罹災都市借地借家臨時処理法の改正に関する意見書」 被災地の早期復興をはかるため。
制度の所管官庁及び担当課	法務省

1-(21)	PFI法改正案の早期成立により、震災復興に活用を
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」
要望の具体的内容	PFI法改正案の早期成立を望む。 震災復興関連の案件に限り、事業者の公募、選定、審査などの期間を短縮し、医療機関や住宅の再建に積極的に活用されたい。
規制の現状と要望理由	
制度の所管官庁及び担当課	